

原子力と地域社会に関する社会科学的研究支援事業

平成 30 年度研究成果報告書

**原子力分野における住民参加に  
関する法制度はどうあるべきか？**

平成 31 年 3 月

田中 良弘・寺迫 剛・宮森 征司

# はしがき

私たちは、平成30年度の東海村・原子力と地域社会に関する社会科学的研究支援事業に採択され、同事業のご支援を受けて、研究プロジェクトを発足し、1年間にわたって「原子力分野における住民参加に関する法制度はどうあるべきか？」というテーマで研究を行いました。

その成果につきましては、平成31年1月に新潟大学法学部の研究プロジェクトと共催した国際シンポジウム「原子力分野における住民参加のあり方—日本の経験と東アジア地域からの示唆」（新潟大学有壬記念館，平成31年1月13日）において報告するとともに（資料1参照。同シンポジウムには山田修・東海村長と土屋智子・NPO法人HSEリスクシーキューブ事務局長にもご登壇いただきました），同年2月に開催されました平成30年度TOKAI原子力サイエンスフォーラム「まちづくり参加を考える—地域の問題を自分のこととして考え、取り組むには」（東海村産業・情報プラザ「iVILL」多目的ホール，平成31年2月16日）において報告いたしました（資料2参照）。本報告書は、両報告の内容をとりまとめたものです。

本報告書は、住民の皆さまにわかりやすいよう、研究の成果をできるだけ平易な言葉を用いて作成しました。学術的な成果につきましては、今後、研究を継続していく中で、論文や書籍としてとりまとめて公表する予定です。

この報告書が、東海村および原子力に関連する全国の自治体の住民の皆さまにとって、住民参加に関心をもっていただくきっかけになれば幸いです。

平成31年3月

研究代表者 田中 良弘

# 目次

はしがき .....	i
研究成果報告 .....	1
1. 住民参加とは何か？	2
2. 原子力分野は、どのような点が他の分野と異なるか？	6
3. 原子力分野における住民参加の法的仕組みはどうなっているか？	10
4. 過去に実施された住民投票は何が問題だったのか？	17
5. 原子力分野における住民参加に関する法制度はどうあるべきか？	20
資料 .....	23
資料1：国際シンポジウム「原子力分野における住民参加のあり方—日本の経験と東アジア地域からの示唆」 .....	24
1-1 リーフレット	24
1-2 当日配布資料（田中報告）	26
資料2：平成30年度T O K A I 原子力サイエンスフォーラム .....	28
2 当日配布資料（田中報告）	28
プロジェクトメンバー .....	40

# 研究成果報告

# 1. 住民参加とは何か？

## 1.1 「住民参加」とは何か？

- 辞典A  
「住民自身が直接その政策過程に参加して  
**意思表示を行う**こと」
- 辞典B  
「住民が地方行政などの意思の**決定や執行**  
**に加わる**こと」



「住民参加」という言葉は、使う人によって意味が異なることに注意が必要である。

私たちの研究のテーマは、「原子力分野における住民参加に関する法制度はどうあるべきか？」というものです。

ここでは、「原子力」「住民参加」「法制度」という3つのキーワードが使われていますが、「原子力」や「法制度」に関しては、おおむね共通したイメージをもっていただけたと思います。

しかし、「住民参加」という言葉（場合によって「市民参加」や「公衆参加」という言葉が用いられることもあります）には、**実は、はっきりとした定義が確立していません。**

例えば、ある辞書では、住民参加を「住民自身が直接その政策過程に参加して**意思表示を行う**こと」と定義していますが、別の辞書では、「住民参加」を「住民が地方行政などの**意思の決定や執行に加わる**こと」と定義しています。

しかし、意思表示だけで終わることと、自治体などの意思決定に参加することとは、大きな違いがあります。

このように、「住民参加」という言葉は、**使う人によって、その意味するところが異なる**ことに注意が必要です。

## 1. 住民参加とは何か？

### 1.2 「原子力分野における住民参加」の意義

- 本プロジェクトにおける「住民参加」の定義  
「住民の意思を国や地方公共団体、事業者等の意思決定に反映させること」
  - ▶ 理由① 抽象的な概念論争の回避
  - ▶ 理由② 諸外国における概念との平仄
  - ▶ 理由③ 原子力分野の特殊性

そこで、私たちは、プロジェクトメンバーの間で意味の取り違えが生じないように、はじめに、このプロジェクトにおける「住民参加」の意味を「**住民の意思を国や地方公共団体、事業者等の意思決定に反映させること**」と定義することにしました。

「意思決定に参加する」ではなく「**意思決定に反映させる**」とした理由は、住民が意思決定そのものに直接関与することは、決定権者である自治体の長や議会の権限に抵触するおそれがあるためです。他方で、住民にとっては、意思を表明するだけでは意味がなく、それを意思決定に反映させることが重要です。そこで、上記のような定義をすることにより、「意思表示するだけなら住民参加には意味がない」とか、「行政の意思決定にまで住民が加わることは間接民主制に反する」などといった、①抽象的な概念論争を避けることができると考えました。

また、このような定義は、②諸外国、特に住民参加の研究や実践で進んでいるEU諸国における住民参加の概念と平仄を合わせることにもなります。

加えて、③原子力分野の特殊性から、住民の意思を反映させる相手に、地方公共団体だけではなく、国や民間企業である原子力事業者（電力会社）も加えています（この点に関しては後ほど補足します）。

## 1. 住民参加とは何か？

### 1.3 住民参加の方法

- 個々の住民による「参加」
  - ▶ 意見公募（パブリック・コメント）
  - ▶ 意見提出・聴取手続
  - ▶ 公聴会
  - ▶ 住民投票
- 専門家や住民代表，自治体による「参加」
  - ▶ 審議会・協議会
  - ▶ 協定
- 訴訟による「参加」
  - ▶ 差止訴訟

ではまず，住民参加の方法をみてみましょう。

住民参加には，大きく分けて，個々の住民がそれぞれの立場で参加する方法と，専門家や住民代表，自治体を通じて間接的に参加する方法とがあります。

まず，個々の住民による参加には，広く住民の意見を募る**パブリック・コメント**と呼ばれる**意見公募手続**，**意見提出や意見聴取の手続**，**議会等が行う公聴会**，そして，**投票によって住民の意見を確認する住民投票**などがあります。

次に，専門家や住民代表，自治体を通じて間接的に参加する方法としては，**専門家や住民代表が意見交換や議論を行う審議会や協議会**，また，**自治体と原子力事業者との間で締結される原子力安全協定のような双方の合意に基づく参加の仕組みである協定**があります。

また，一定の場合には，**訴訟によって住民の意思を反映させることも可能**であり，**原子力発電所の稼働の差止訴訟**などがこれに含まれます。

## 1. 住民参加とは何か？

### 1.4 住民参加に関する議論の展開

- 1950～1960年代：  
日本における原子力法制の大枠が形成
- 1970～1980年代：  
住民参加(Public Participation)概念の定着
- 1990～2000年代：  
環境問題に関する住民参加の法制度化の動き
  - リオ宣言 (1992)
  - オーフス条約 (1998採択, 2001発効)  
①情報へのアクセス, ②意思決定プロセスへの参加の機会, ③司法への効果的なアクセス

次に、住民参加という考え方や議論の歴史的展開を確認しましょう。

まず、1950年代から1960年代にかけて、日本における原子力法制の大枠が形成されましたが、実は、その当時は「住民参加」という概念は世の中に普及していませんでした。

アメリカにおいて“Public Participation”という考え方が徐々に定着するようになったのは1970年代から1980年代にかけてであり、日本においても、少し遅れて住民参加という考え方が普及しました。

その後、1990年代から2000年代にかけて、環境問題について住民参加を法制度化しようとする動きが生じました。

スライドには記載していませんが、**日本においても、1993年に、パブリック・コメントについて定めた行政手続法が制定**されています。

国際的には、1992年にはリオ宣言が住民参加について規定し、**1998年には、リオ宣言の内容を具体化したオーフス条約が採択され、2001年に発効**しています。

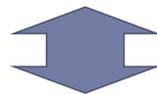
このオーフス条約は、①**情報へのアクセス**、②**意思決定プロセスへの参加の機会**、③**司法への効果的なアクセス**の3つを住民に保障することを求めるものですが、日本はまだ批准していません。

## 2. 原子力分野は、どのような点が他の分野と異なるか？

### 2.1 原子力分野の特殊性

#### ①高度な専門性

高度の科学的専門性が必要であり、かつ、国のエネルギー政策に関わる問題である。



#### ②多様な利害関係人

万が一の事故の際には、原子力事業者だけでなく、立地自治体や地域住民、周辺自治体、さらには周辺国にまで影響が及ぶ。

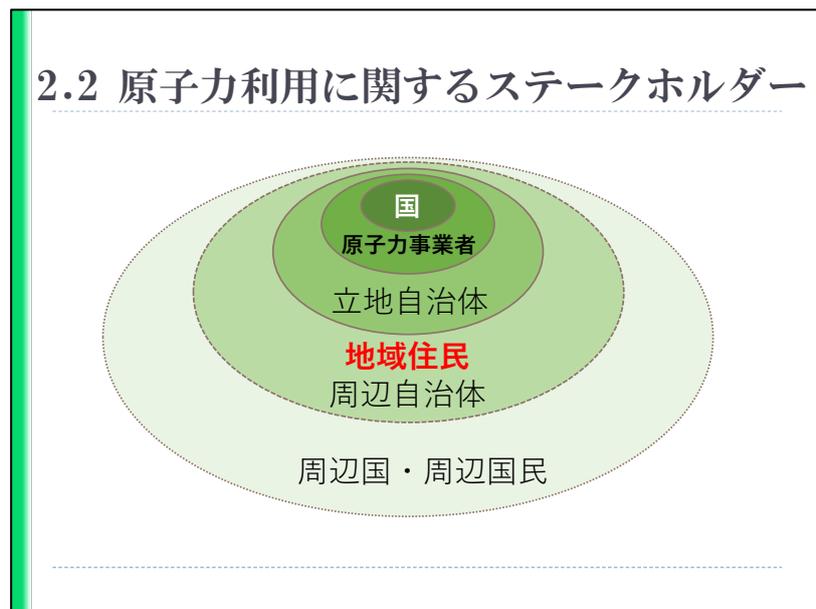
ここまでの説明は住民参加に関する一般的な内容でしたが、このプロジェクトは「原子力分野における住民参加」について研究するものですので、ここからは、原子力分野の特殊性を踏まえた分析を行いたいと思います。

原子力分野の特殊性として、まず、①**高度の専門性**が挙げられます。原子力利用については、高度の科学的専門性が必要であり、かつ、国のエネルギー政策に関わる問題であるため、意思決定にあたり高度の専門性が求められます。

この点を重視すれば、原子力分野における意思決定は、専門性を有する国（政府）や原子力事業者が中心となって行うべきという考え方になります。

他方で、原子力分野については、②**多様な利害関係人**が存在し、特に、**万が一の事故の際には、原子力事業者だけでなく、立地自治体や地域住民、周辺自治体、さらには周辺国にまで影響が及びます。**この点を重視すれば、立地自治体や地域住民、周辺自治体なども積極的に意思決定に参加すべきという考え方になります。ただし、先ほども述べたように、意思決定を完全に住民の意思に委ねることは、間接民主制に反するおそれがありますし、住民に意思決定に関する責任を押し付けることにもつながりかねない点に注意が必要です。

## 2. 原子力分野は、どのような点が他の分野と異なるか？



次に、原子力利用に関するステークホルダー（利害関係人）について確認したいと思います。

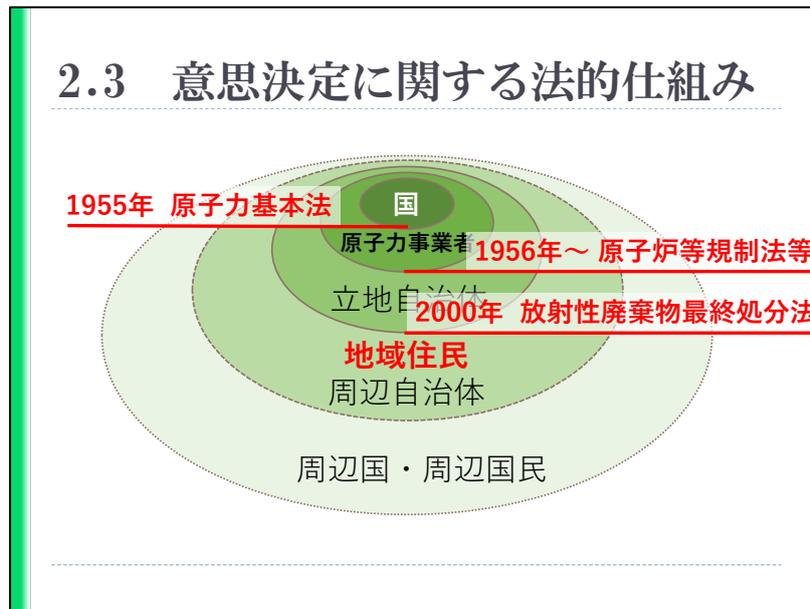
スライドの図のように、**原子力利用については国（政府）から周辺国・周辺国民に至るまで、さまざまなステークホルダーが存在します。**

原子力分野における意思決定について最も重要な役割を担うのは、原子力利用のメリット・デメリットを総合的に判断してエネルギー政策を決定する国（政府・国会）ですが、国の意思決定を受けて具体的に原子力施設を建設・稼働する原子力事業者や、原子力施設の立地に関してさまざまな利害関係を有する立地自治体や地域住民も、重要なステークホルダーです。

また、先ほども述べたように、万が一の事故の際には、周辺自治体や周辺国にまで影響が及びますから、究極的には、周辺国の国民もまた、原子力利用に関するステークホルダーであるということが出来ます。

ただし、これらのステークホルダーの間には、図で色の濃淡をつけて示したように、原子力利用に関する利害の大きさについて差があることに留意が必要です。

## 2. 原子力分野は、どのような点が他の分野と異なるか？



このように、原子力利用に関してはさまざまなステークホルダーが存在しますが、原子力利用に関する法制度においては、この点がどの程度に反映されているのでしょうか。

まず、1955年制定の原子力基本法は、政府や国の機関の権限や役割について定める一方で、原子力事業者や立地自治体等については規定していません。

これに対し、原子炉等規制法をはじめとする1956年以降に制定された原子力法は、原子力事業者についてさまざまな規定を設けていますが、その一方で、2000年制定の特定放射性廃棄物最終処分法を除き、立地自治体についての規定は設けられていません。これは、**従来、日本の原子力法制は「万が一にも事故を起こさない」ことを前提に整備されており、万が一の事故に備えて立地自治体や地域住民についての規定を設けるという考え方が採用されていなかったため**です。また、先ほど紹介したように、**住民参加という概念が広く定着したのは1970年代以降であり、日本の原子力法の大部分は、それより前の1950年代から1960年代にかけて制定されたことも、原子力法の多くに立地自治体や地域住民についての定めがないことの一因である**と考えられます。

## 2. 原子力分野は、どのような点が他の分野と異なるか？



それでは、法律に参加規定のない立地自治体や地域住民は、原子力利用に関する意思決定にどのように参加してきたのでしょうか。

実は、1970年代以降、立地自治体は、原子力事業者との間で「原子力安全協定」を締結し、これに基づき情報へのアクセスや意思決定プロセスへの参加を実現してきました。この原子力安全協定は、締結をした双方の合意に基づく拘束力があると考えられており、**立地自治体等は、原子力安全協定によって法律上に参加規定がないことを補完してきたのです**。また、この原子力安全協定は、**地域住民にとっても、自治体を通じて情報へのアクセスや意思決定プロセスへの参加の機会が一定程度確保される**ことを意味します。

その後、2000年に制定された特定放射性廃棄物最終処分法は、法律上、立地自治体に対する参加規定を設けるとともに、同法の施行規則において、地域住民等に対する情報へのアクセスや意見書の提出に関する定めを設けるなど、住民参加に配慮したものとなっています（この点は後で詳しく述べます）。

さらに、2011年3月11日に発生した福島第一原発事故によって万が一の事故の際の周辺自治体への影響が顕在化したことから、**原子力安全協定を周辺自治体へ拡張**することも行われていますが、国境を超えた周辺国・周辺国民による意思決定への相互参加の法的仕組みは存在せず、今後の課題といえます。

### 3. 原子力分野における住民参加の法的仕組みはどうなっているか？

#### 3.1 住民参加に関する法的仕組み①

##### (1) 法律に基づく住民参加

- 一般法（行政手続法，環境影響評価法）  
⇒ 原子力分野では大部分が適用されない
- 個別法（特定放射性廃棄物最終処分法）  
⇒ 原子力法制の多くは住民参加規定なし

##### (2) 条例に基づく住民参加

- 1980～2000年代：住民投票条例
- 2000年代以降　：自治基本条例  
（まちづくり基本条例）

ここからは，原子力分野における住民参加の法的仕組みについて具体的にみていきましょう。

まず，法律に基づく住民参加については，一般法（原則としてすべての分野に適用される法）として，1993年制定の行政手続法と1997年制定の環境影響評価法があります。これらの法律はパブリック・コメントや意見提出等の手続について定めていますが，**原子力分野においてはその大部分が適用されないこと**になっています。これは，原子力については個別法である原子力法によってより厳重に規制するという考え方によるものですが，先ほども述べたように，**日本の原子力法は一部を除いて住民参加の規定を設けていないため**，一般法が適用されないことは，法律に基づく住民参加ができないことを意味します。

そこで，1980年代以降，**条例で住民参加の規定を設ける自治体**が現れました。1980年代から2000年代にかけては，**原発誘致等の重要な事項について**，住民投票によって住民の意思を確認するための**住民投票条例**が用いられ，また，2000年代以降は，自治基本条例やまちづくり基本条例において原子力分野にも適用のある住民参加の規定を設ける自治体が多くなっています。

### 3. 原子力分野における住民参加の法的仕組みはどうなっているか？

#### 3.1 住民参加に関する法的仕組み②

##### (3) 協定に基づく住民参加

- 原子力安全協定に基づいて実施されるもの  
立地自治体や周辺自治体の事前承諾等

##### (4) 自主的に行われる住民参加

- 各省庁や自治体が自主的に実施するもの  
各種の意見公募，懇談会，公開ヒアリング等
- 住民が自主的に実施するもの  
自主投票等

次に、法律や条例のように法規（議会が定めたきまり）に基づくものではなく、当事者間で合意した協定に基づく住民参加があります。これは、先ほど取り上げたように、**原子力安全協定とよばれる原子力事業者（電力会社など）と自治体等との間で締結された協定に基づいて実施されるもの**であり、例えば、原子力事業者が原子力施設の変更や再稼働をするにあたって、立地自治体や周辺自治体に対して、必要な情報を提供した上で事前の承諾を得ることを条件とする、といった内容を双方で合意するものです。

最後に、法令や当事者間の合意に基づかないものとして、自主的に行われる住民参加があります。これには、①**国の省庁や自治体が自主的に行うもの**（行政の内部規則である要綱等に基づくものもこれに含まれます）と、②**住民の側が自主的に行うもの**とがあり、①には、**各種の意見公募や懇談会，公開ヒアリング等**があります。これに対し、②は、住民が自主的に住民投票を行う**自主投票**が典型ですが、そのほかにも、住民団体が自主的に自治体に働きかけることなども、広い意味の自主的に行われる住民参加に含めることができます。これらは、厳密には「法的仕組み」ということはできませんが、日本の原子力分野における住民参加において、重要な役割を果たしています

### 3. 原子力分野における住民参加の法的仕組みはどうなっているか？

#### 3.2.1 1980-2000年代(住民投票条例)

- 原子力分野における主な住民投票条例
  - ▶ 旧窪川町住民投票条例（1982）  
日本初の原発に関する住民投票条例（未実施）
  - ▶ 旧巻町住民投票条例（1995）  
1996.8.4実施。反対多数。
  - ▶ 刈羽村住民投票条例（2001）  
2001.5.27実施。反対多数。
  - ▶ 旧海山町住民投票条例（2001）  
2001.11.18実施。反対多数。

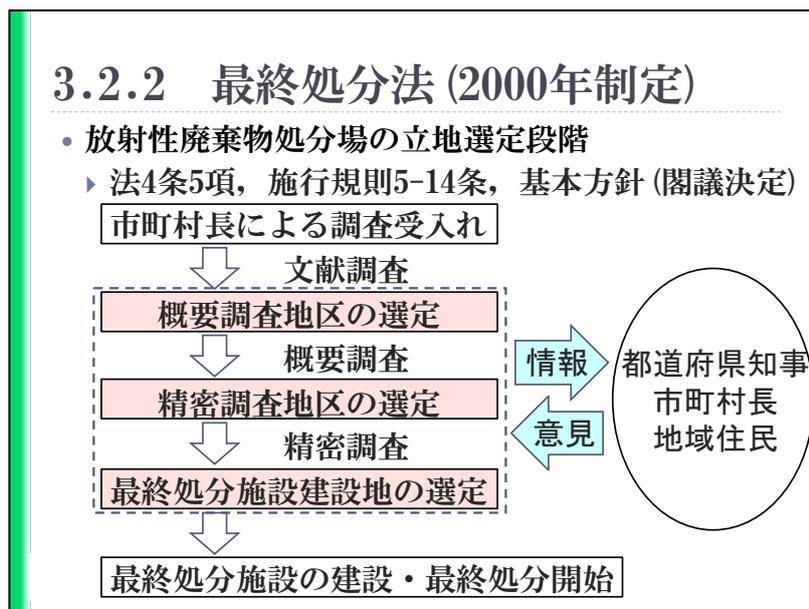
ただいま住民参加の法的仕組みとして4つの類型を紹介しましたが、そのうち、原子力分野における(1)法律に基づく住民参加と(2)条例に基づく住民参加について、年代順に、具体的な内容や結果をみていきたいと思います。

第1に、1980年代から2000年代にかけて全国各地の自治体で制定された住民投票条例について紹介します。

**日本で初めて制定された原子力利用に関する住民投票条例は、1982年に制定された旧窪川町（現・四万十町）の住民投票条例**です。同条例は、原発の設置の可否について町民の意思を正確に把握することを目的に制定されたものですが、条例制定後に実施された町長選挙で原発誘致に反対する候補者が当選し、議会も誘致に反対したため、結局、住民投票は実施されませんでした。

**初めて原子力利用に関する住民投票が実施されたのは、旧巻町（現・新潟市西蒲区）の住民投票条例（1995年）に基づいて1996年8月に実施された住民投票**でした。その後、**2001年には、刈羽村と旧海山町（現・紀北町）において住民投票条例が制定され、それぞれ住民投票が実施**されましたが、いずれにおいても、反対多数の結果となっています（旧巻町と旧海山町では原発誘致について、刈羽村では使用済み燃料を再処理したMOX燃料を使用する「プルサーマル」の実施について、それぞれ住民投票が行われています）。

### 3. 原子力分野における住民参加の法的仕組みはどうなっているか？



第2に、法律に基づく住民参加の仕組みの具体例として、**2000年に制定された「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」**について説明します。

同法は、高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の立地選定の際に実施される自治体や住民に対する意見聴取・意見提出の手續について定めています。

**最終処分施設の立地は**、市町村長によって文献調査（既に存在する地質等に関する文献の収集・分析）を受け入れる意思が表明されることによって調査が開始され、**文献調査・概要調査・精密調査の3段階の調査を行った上で選定されます**（概要調査は、地上からの調査等によって地層処分に適した地域であるか確認する調査、精密調査は、地上からの調査に加えて地下に調査用のトンネルを設けて地層処分に適した場所を選定する調査をいいます）。

特定放射性廃棄物最終処分法及び同法施行規則は、この3段階の調査において、それぞれ、**立地選定に関する情報を開示した上で、自治体の長や地域住民の意見を聴取**することなどを定めています。ちなみに、2015年に閣議決定された「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」は、関係住民や国民の理解を得るため、情報公開の徹底を図ることを明記しています。

このように、同法は、**最終処分施設の立地選定プロセスにおいて、3回にわたって意見聴取や意見提出の機会を付与**することを定めています。

### 3. 原子力分野における住民参加の法的仕組みはどうなっているか？

#### 3.2.3 2000年代以降(自治基本条例)

- 自治基本条例 **\*2018.12現在372自治体で制定**
  - ▶ **ニセコ町まちづくり基本条例** (2001)  
参加原則(3条), 情報共有(7条),  
町民投票(48条)
  - ▶ **柏崎市まちづくり基本条例** (2003)  
参加する権利(7条), 情報共有(9-10条)  
委員の公募(18条), 市民投票(20条)
  - ▶ **東海村自治基本条例** (2012)  
協働原則(22条), 意見公募(24条), 委員の公募  
(25条), 情報公開(26条), 村民投票(29条)

第3に、2000年代以降の自治基本条例について紹介します。

**自治基本条例(まちづくり基本条例を含む)は、2018年12月時点で372自治体が制定**しており、例えば、2001年制定のニセコ町まちづくり基本条例は、参加原則(3条)や情報共有(7条)、町民投票(48条)といった住民参加に関する規定を設けています。また、原子力施設を有する自治体では、例えば、2003年に制定された柏崎市のまちづくり基本条例が、市民が自由にまちづくりに参加する権利を有する旨を明記し(7条)、情報の共有(9、10条)や委員の公募(18条)、市民投票(20条)といった規定を設けています。

ちなみに、2012年に制定された**東海村自治基本条例は、基本原則として、村民主体の原則、情報共有の原則、参加と協働の原則及び補完性の原則を明記**し(5条)、村民の権利として、まちづくりに参画する権利、村政に参画する権利、村政に関する情報を知る権利を列挙した上で(6条)、これらを具体化するものとして、村政に関する協働(22条)、意見の公募(24条)、委員会等の委員の公募(25条)、情報の公開(26条)、村民投票(29条)の規定を設けています。ちなみに、同条例29条は、村長が「村政の特に重要な事項について、直接住民の意思を確認する必要があるとき」に、村議会の議決を経て住民投票を実施することができる旨を定めています。

### 3. 原子力分野における住民参加の法的仕組みはどうなっているか？

#### 3.3 日本と東アジア地域の比較

- 日本
  - ▶ 原子力分野における住民参加に関する法律上の規定は少ない。
  - ▶ 条例や原子力安全協定に基づく住民参加の仕組みは一定程度整備されている。
  - ▶ 任意の形で行われる住民参加の取組みについてはかなりの実績がある。
- 東アジア地域
  - ▶ 原子力法体系において、住民参加に関する法整備が一定程度なされている。
  - ▶ 原子力分野についても、住民参加に関する一般法が適用される。
  - ▶ 実績については各国で違いあり。

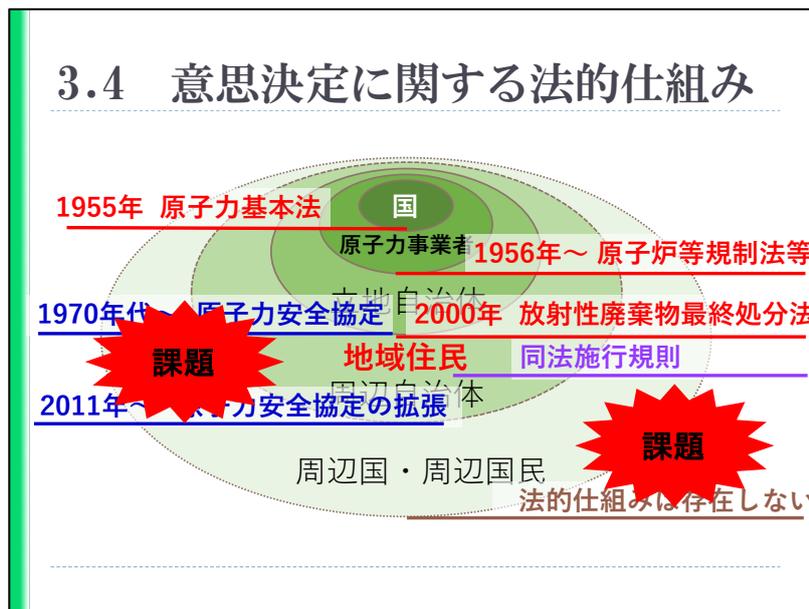
ここで、日本と地理的に近接している東アジア地域の原子力分野における住民参加に関する法制度について、日本の法制度と比較してみたいと思います。

これまで述べてきたように、日本の原子力分野における住民参加制度の特徴として、①住民参加に関する法律上の規定が少ないこと、②条例や原子力安全協定に基づく住民参加の仕組みは一定程度整備されていること、③法律に基づかず、任意の形で自主的に行われる住民参加の取組みについては、かなりの経験の蓄積があることが挙げられます。

これに対し、本プロジェクトにおいて、中国・韓国・台湾を中心とする東アジア地域の法制度について調査した結果、私たちが調査した範囲では、**原子力法体系において住民参加に関する法整備が一定程度なされており、また、原子力分野についても住民参加に関する一般法が適用される構造となっている**、という点において共通することが確認されました。

ただし、**原子力分野における住民参加の経験については各国で顕著な違いがあり**、この点については、今後、各国の研究者と連携してさらに調査を行っていく予定です。

### 3. 原子力分野における住民参加の法的仕組みはどうなっているか？



以上のように、原子力分野における意思決定に関する法的仕組みについては、①法律上、一部を除いて自治体や住民の意思が反映される仕組みとなっておらず、それを補完するものとして、原子力安全協定という当事者間の合意に基づく参加の仕組みや自主的に実施される住民参加の取組みが用いられていること、②このような法的構造は、地理的な共通性を有する東アジア地域においても特殊であること、という特徴を有していることが確認されました。

しかし、住民参加の重要性にかんがみれば、地域住民や自治体についても、当事者間の合意に基づく住民参加ではなく、法律の根拠に基づいて行われる仕組みを定めることが必要であると思われます。この点は、日本の原子力分野における意思決定に関する法的仕組みの課題であるといえるでしょう。

また、先ほども少し述べましたが、原子力利用については、万が一の事故が発生した場合、その影響は国内にとどまらず周辺国にまで及ぶものであり、このことは2011年の福島第一原発事故によって顕在化したということが出来ます。そうすると、周辺国や周辺国民についても参加を可能とする仕組みを設けることが望ましいといえ、国境を超えた国際的な相互参加の仕組みについて検討することも将来的な課題といえます。

## 4. 過去に実施された住民投票は何が問題だったのか？

### 4.1 住民投票の経緯及び結果

- 旧巻町 (1996年) ⇒東北電力が土地取得を断念
  - ▶ 町有地の東北電力への売却計画が直接のきっかけ
  - ▶ 原発反対派住民が主導
  - ▶ 自主投票を経て条例制定
  - ▶ 町長のリコールを経て実施
- 旧海山町 (2001年) ⇒町議会が誘致反対の請願を採択
  - ▶ 県有地への原発の誘致計画が直接のきっかけ
  - ▶ 原発推進派住民が主導
  - ▶ 6割超の有権者の請願により条例制定
  - ▶ 大きな紛争なく実施

前章において、原子力分野における住民参加に関する法制度の課題について確認しましたが、法制度のあり方について具体的に検討する前提として、過去に実施された住民参加のうち、原発の立地に関して実施された旧巻町と旧海山町の住民投票を取り上げ、その問題点について分析したいと思います。

1996年に実施された旧巻町の住民投票は、町有地の東北電力への売却計画が直接のきっかけとなって、原発誘致に反対する住民が中心となって実施した自主投票を経て、住民投票条例が制定されました。しかし、当時の町長が条例に基づく住民投票を実施しようとしなかったため、町長のリコールを経てようやく住民投票が実施され、原発誘致に反対する意見が多数となったことから、東北電力が町有地の取得を断念して問題が収束しました。

これに対し、2001年に実施された旧海山町の住民投票は、県有地への原発誘致計画が直接のきっかけとなり、原発推進派住民の主導のもと6割超の有権者の請願によって条例が制定され、大きな紛争なく実施されましたが、投票の結果は事前の予想に反して反対多数となり、議会が誘致を断念して問題が収束しました。

#### 4. 過去に実施された住民投票は何が問題だったのか？

### 4.2 過去の住民投票の問題点

- **住民意思の把握に対する消極的姿勢**
  - ▶ 事前に他の方法による住民参加（意見公募/ヒアリング/公聴会等）が行われていない。
- **不十分な情報提供**
  - ▶ プラスの側面・マイナスの側面いずれについても正確な情報提供のないまま投票が実施された。
- **対立構造の中での住民投票**
  - ▶ 十分な議論が行われないうまま「最終手段」として住民投票が実施されている。

この2つの事例を比較すると、旧巻町の住民投票は、原発反対派住民が原発建設を阻止するために実施を求めたものであるのに対し、旧海山町の住民投票は、原発賛成派住民が原発誘致を実現するために実施を求めたものであるという点で対照的であるといえることができますが、いずれにおいても、投票の結果、反対多数となって原発の建設は行われませんでした。

しかし、さらに詳細に分析すると、以下のような共通の問題点が浮き彫りとなります。

第一に、いずれの事案においても、事前に意見公募やヒアリング、公聴会といった他の方法による住民参加が十分に行われておらず、**住民意思の正確な把握に対して町長や町議会が消極的な姿勢であった**といえることができます。

第二に、いずれの事案においても、原発建設によるプラスの側面・マイナスの側面双方について正確な情報提供が行われず、**情報提供が不十分のまま住民投票が実施**されました。

第三に、いずれの事案においても、十分な議論が行われないうまま「最終手段」として住民投票が実施されており、町民が賛成派と反対派に二分された**対立構造の中で住民投票が実施**されました。

## 4. 過去に実施された住民投票は何が問題だったのか？

### 4.3 事例の分析から見えてきたこと

- **住民意思の正確な把握**
  - ▶ さまざまな手法による住民参加の実施
  - ▶ 本音を言えるための仕組みづくり
- **意思表示のための十分な情報提供**
  - ▶ 情報へのアクセス
  - ▶ リスクコミュニケーション
- **プロセスの各段階における住民参加**
  - ▶ 点ではなく線で住民意思を確認
  - ▶ 住民参加を実現するための法制度整備

いま述べた2つの事例の分析から、住民参加のポイントとして、次の3点を指摘することができます。

第一に、いずれの事案においても事前に十分な住民参加が実施されていませんが、意思決定の権限が長や議会にあるからといって、重要な事項について住民意思を正確に把握するための努力をしないことは、それ自体が問題だと思われる。さまざまな手法による住民参加を組み合わせることを可能とする制度を構築するとともに、住民が本音を言うことができる仕組みづくりを行い、重要な意思決定にあたって住民意思を正確に把握することが重要です。

第二に、いずれの事案においても住民に対し十分な情報提供が行われていませんが、このことは住民参加のあり方として問題です。また、住民投票後に「皆が正確な情報を知っていれば結果は変わっていたはずだ」という不満がくすぶることにつながりかねません。このような問題を解消するためには、情報へのアクセスやリスクコミュニケーションを徹底することが重要です。

第三に、両事案のように、最終段階という1時点のみにおいて住民意思を確認することは適切とはいえません。点ではなく線で住民意思を確認することができるよう、プロセスの各段階における住民参加を実現するための法制度を整備することが重要です。

## 5. 原子力分野における住民参加に関する法制度はどうあるべきか？

### 5.1 住民参加の役割

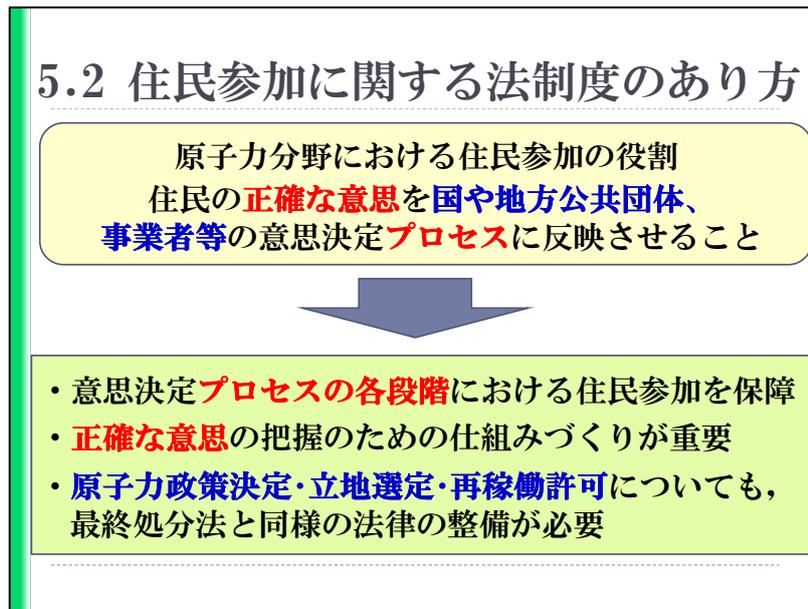
- 従来議論されてきた住民参加の役割
  - ▶ 住民主権の実現
  - ▶ 政策決定の正当性
  - ▶ 行政運営の効率化
- 近年注目されている住民参加の役割
  - ▶ 意思決定の質 (quality) の向上
  - ▶ 透明性 (transparency) の向上
  - ▶ 受容性 (acceptance) の向上

最後に、これまでに述べてきた研究結果を踏まえ、原子力分野における住民参加に関する法制度はどうあるべきかという問題について、私たちの結論を述べたいと思います。

住民参加の役割は、従来、①住民主権の実現や②政策決定の正当性、③行政運営の効率化といった点にあると説明されてきました。その一方で、従来は、冒頭で述べたように「住民参加」が単なる意志表明にとどまるのか、それとも意思決定への参加まで含むのかが明らかではなく、その結果、「意志表明にとどまるのであれば住民参加に意味はない」といった批判や、「住民が意思決定そのものに参加することは間接民主制に反する」という批判も存在しました。

しかしながら、近年の議論は、住民参加の役割を意思決定の質 (quality) や透明性 (transparency)、受容性 (acceptance) の向上にあると位置づけており、このような観点からは、意思決定プロセスの中で住民参加を積極的に行うことによって決定権者（自治体の長や議会）が住民意思を正確に把握した上で意思決定を行うことには、重要な意義があり、かつ、間接民主制に抵触するおそれ也没有ありません。

## 5. 原子力分野における住民参加に関する法制度はどうあるべきか？



以上より、私たちは、このプロジェクトにおける「住民参加」の当初の定義「住民の意思を国や地方公共団体、事業者等の意思決定に反映させること」を、「住民の**正確な意思**を**国や地方公共団体、事業者等の意思決定**プロセス**に反映させること**」と変更する必要があるという結論に至りました。

そして、原子力分野における上記の「住民参加」を実現するためには、次の3点が重要になると考えます。

第一に、**意思決定プロセスの各段階において住民参加を保障すること**です。

旧巻町の事案では、意思決定プロセスの最終段階においてようやく住民意思の確認が行われたため、住民投票の結果、反対派が多数を占めて東北電力が原発建設を断念しましたが、それにより、それまでに東北電力から交付された多額の協力金の扱いや、原発建設を見込んで整備されたインフラの維持費をどうするかといった問題が生じました。また、意思決定の最終段階で住民投票という二者択一の方法によって住民意思の確認が行われたため、賛成派と反対派との間に深刻な対立が生じ、住民間の分断を招くこととなりました。

このように、**行政や原子力事業者の長期にわたる意思決定プロセスの最終段階でいきなり住民意思を確認することはさまざまな弊害を招くおそれがあるため、意思決定プロセスの各段階において住民参加を保障することが重要です。**

## 5. 原子力分野における住民参加に関する法制度はどうあるべきか？

第二に、**正確な意思の把握のための仕組みづくり**です。

旧海山町の事例では、6割超の有権者が原発誘致のための請願に署名しており、住民投票の結果についても、原発誘致に賛成する住民が多数を占めると予想されていました。実は、旧巻町の事例においても、事前の自主投票で反対派が多数を占めたとはいえ、賛成派はそもそも自主投票に反対して自主投票に参加していなかったことから、条例に基づく住民投票では賛成派が多数を占めるのではないかという予想もありました。しかしながら、住民投票の結果はいずれも反対派が多数を占めており、このことは、事前の住民意思の把握が不正確であったことを意味します。請願も署名という方法による広い意味の住民参加と位置づけることができますが、親しい人から対面で依頼された場合、内心では反対であっても署名してしまうことが指摘されており、その意味において、**原発誘致のような問題について署名という住民参加の方法は正確性に欠けるおそれがある**ということができます。先ほども述べたように、**住民が本音を表明することができる正確な住民意思の把握のための仕組みづくりが重要**です。

第三に、上記で指摘したような**住民参加のための仕組みは、法律によって定められることが望ましい**といえます。直ちに実施する必要がないとしても、実施のための法律上の根拠があるのとないのとでは、いざ住民意思の確認が必要となった場合の対応に大きな差が生じます（旧巻町において、住民投票条例の制定や住民投票の実施に町長や議会が強硬に反対し、最終的に町長がリコールされてようやく実施されたという経緯を思い出してください）。このような問題を回避するには、やはり国の法律で住民参加のための規定を整備しておくことが重要だと思われます。先ほど紹介したように、**2000年に制定された特定放射性廃棄物最終処分法は最終処分場の立地選定に関してかなり丁寧な住民参加のための仕組みを設けていますが、原子力利用のプロセスには①原子力政策決定、②原子力利用施設の立地選定、③原子力利用施設の稼働（再稼働の許可など）、④放射性廃棄物の処理、という4つのプロセスがあり、①②③の3つの段階についても、住民参加に関する法整備を行うことが求められます。**

以上

# 資 料



**新潟大学法学部  
東アジア地域研究プロジェクト国際シンポジウム**

原子力分野において、住民の意思はどのように反映されるべきなのか。  
日本の経験と東アジア地域の法制度を検証し、  
原子力分野における住民参加のあり方を検討します。

- 主催：新潟大学法学部東アジア地域研究プロジェクト  
「東アジア国際秩序の重層性と地域ガバナンス」
- 共催：東海村地域社会と原子力に関する社会科学的研究支援事業受託研究  
「原子力分野における住民参加に関する法制度の学際的研究」
- 後援：新潟大学法学部／新潟大学環東アジア研究センター

**日時** 2019年 1月13日(日)  
13:00～18:30(開場 12:30)

**場所** 新潟大学有任記念館 大会議室  
新潟市中央区旭町通1番町757

**参加費無料** ※定員(200名)になり次第、  
お申込みを締め切らせていただきます。

**お申込み** 下記のウェブサイトよりお申込みください。  
[http://www.iess.niigata-u.ac.jp/nbas/detail.html?symp\\_idx=22](http://www.iess.niigata-u.ac.jp/nbas/detail.html?symp_idx=22)



**お問合せ** 新潟大学法学部 資料室  
Tel:025-262-6488 Fax:025-262-6535  
E-mail:sympo@jura.niigata-u.ac.jp



# 原子力分野における 住民参加のあり方

—日本の経験と東アジア地域からの示唆—

資料1-1：国際シンポジウム「原子力分野における住民参加のあり方—日本の経験と東アジア地域からの示唆」リーフレット（裏面）

# 原子力分野における 住民参加のあり方

—日本の経験と東アジア地域からの示唆—

主催：新潟大学法学部東アジア地域研究プロジェクト  
「東アジア国際秩序の重層性と地域ガバナンス」

共催：東海村地域社会と原子力に関する社会科学的研究支援事業受託研究  
「原子力分野における住民参加に関する法制度の学際的研究」

後援：新潟大学法学部／新潟大学東アジア研究センター

## 🕒 タイムスケジュール

- 13:00 ● 開会挨拶 田中 良弘 (新潟大学准教授)
- 13:05 ● 学部長挨拶 馬場 健 (新潟大学法学部長)
- 13:15 ● 来賓挨拶 山田 修 (東海村長)

開会

↓ 渡辺 豊

新潟大学教授

### 第1部 日本における経験

- 13:30 ● 「原子力分野における住民参加制度の現状と課題」 田中 良弘
- 14:00 ● 「日本の経験 — 巻町・海山町における住民投票」 寺迫 剛 (早稲田大学招聘研究員)

### 第2部 東アジア地域における法制度

- 14:50 ● 「台湾における住民参加制度」 頼 宇松 (台湾・東華大学副教授)
- 15:10 ● 「韓国における住民参加制度」 金 昞徳 (韓国・都市防災法制研究所法制度開発研究本部本部長)
- 15:30 ● 「中国における住民参加制度」 周 蓓 (久留米大学准教授)
- 15:50 ● 「その他諸国における住民参加制度」 宮森 征司 (一橋大学特任講師)

### 16:30 ● 第3部 パネルディスカッション「原子力分野における住民参加と法制度のあり方」

コーディネーター：高橋 滋 (法政大学教授)

パネリスト：山田 修／土屋 智子 (NPO法人HSEリスクシーキューブ事務局長)

田中 良弘／寺迫 剛／頼 宇松／周 蓓／金 昞徳／宮森 征司

- 18:00 ● 総括コメント 真水 康樹 (新潟大学教授)
- 18:15 ● 閉会挨拶 神田 豊隆 (新潟大学准教授)

お申込み 下記のウェブサイトよりお申込みください。

[http://www.iess.niigata-u.ac.jp/nbas/detail.html?symp\\_idx=22](http://www.iess.niigata-u.ac.jp/nbas/detail.html?symp_idx=22)



お問合せ 新潟大学法学部 資料室

Tel:025-262-6488 Fax:025-262-6535  
E-mail:sympo@jura.niigata-u.ac.jp

## 資料1-2：国際シンポジウム「原子力分野における住民参加のあり方—日本の経験と東アジア地域からの示唆」当日配布資料(田中報告) 1頁

2019年1月13日(日) 国際シンポジウム

「原子力分野における住民参加のあり方—日本の経験と東アジア地域からの示唆—」

第1部(日本における経験)

### 原子力分野における住民参加制度の現状と課題

新潟大学 田中良弘

#### I 前提

##### 1. 「原子力分野における住民参加」の意義

- ・「住民参加」とは何か？
- ・原子力分野を区別して取り上げる理由

##### 2. 住民参加に関する議論の歴史的経緯

- (1950～1960年代：日本における原子力法制の大枠が形成)
- ・1970～1980年代：住民参加(public participation)概念の定着
- ・1990～2000年代：環境問題に関する住民参加の法制度化の動き  
リオ宣言(1992)、オーフス条約(1998採択、2001発効)
- ・2010年代：原子力分野における住民参加の議論が活性化  
：放射性廃棄物処分場問題、福島第一原発事故

#### II 「原子力分野における住民参加」の法的枠組み

##### 1. 住民参加の類型

- ・意見公募(パブリック・コメント)、意見提出・聴取手続、公聴会、住民投票
- ・審議会、協議会、協定
- ・差止訴訟

##### 2. 住民参加の根拠

###### (1) 法律に基づく住民参加

- ・一般法(行政手続法、環境影響評価法) ⇒ 大部分が適用されない
- ・個別法 ⇒ 原子力法制の多くは住民参加規定なし(例外：特定放射性廃棄物最終処分法)

###### (2) 条例に基づく住民参加

- ・1980～2000年代：住民投票条例
- ・2000年代以降：自治基本条例/まちづくり基本条例

###### (4) 任意に実施される住民参加(法律に基づかないもの)

- ・各種の意見公募、懇談会、公開ヒアリング等
- ・原子力安全協定

##### 3. 意思決定段階別の住民参加

- ・原子力に関する政策決定段階
- ・原子力発電所の立地選定段階
- ・原子炉の設置・変更段階
- ・放射性廃棄物処分場の立地選定段階

資料1-2：国際シンポジウム「原子力分野における住民参加のあり方—日本の経験と東アジア地域からの示唆」当日配布資料(田中報告)2頁

Ⅲ 過去に実施された「原子力分野における住民参加」の分析

1. 旧巻町（現・新潟市西蒲区）と旧海山町（現・三重県紀北町）における住民投票の比較

	旧巻町	旧海山町
経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町有地の東北電力への売却計画が契機</li> <li>・原発反対派住民が主導</li> <li>・自主投票を経て条例制定</li> <li>・町長のリコールを経て実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県有地への原発の誘致計画が契機</li> <li>・原発推進派住民が主導</li> <li>・6割超の有権者の請願により条例制定</li> <li>・大きな紛争なく実施</li> </ul>
結果	東北電力が土地取得を断念	町議会が誘致反対の請願を採択

(詳細な経緯は寺迫報告参照)

2. 住民投票条例の比較

	巻町住民投票条例	海山町住民投票条例	(参考) 窪川町住民投票条例
目的	原発建設に関する町民の賛否の意思を明らかにする。	原発誘致に関する町民の賛否の意思を明らかにする。	原発設置の可否について、町長の意思を正確に把握し、団体意思決定の判断材料とする。
結果の取扱い	町長は、町有地の売却その他の原発建設に関する事務の執行に当たり、過半数の意思を尊重しなければならない。	町議会及び町長は、過半数の意思を尊重するものとする。	

3. 住民投票（住民参加）の目的の再検討

- ・住民権の実現、間接民主制の補完、政策決定の正当性、行政運営の効率化
- ・意思決定の質（quality）、透明性（transparency）、受容性（acceptance）の向上

Ⅳ 「原子力分野における住民参加」に関する法制度（東アジア地域）

1. 日本との比較

日本	東アジア地域 (詳細は第2部の各報告参照)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力分野における住民参加に関する法律上の規定は少ない。</li> <li>・条例や原子力安全協定に基づく住民参加の仕組みは一定程度整備されている。</li> <li>・任意の形で行われる住民参加の取組みについてはかなりの実績がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力法体系において、住民参加に関する法整備が一定程度なされている。</li> <li>・原子力分野についても、住民参加に関する一般法が適用除外されていない。</li> <li>・実績については各国で違いあり。</li> </ul>

2. 東アジア地域全体の課題

国際的な意思決定への相互参加の仕組み

V まとめ

地域社会と原子力に関する社会科学的研究支援事業  
原子力分野における住民参加に  
関する法制度はどうあるべきか？

---

平成30年度TOKAI原子力サイエンスフォーラム  
まちづくり参加を考える  
～地域の問題を自分のこととして考え,取り組むには～

新潟大学法学部 田中良弘

# 1. 住民参加とは何か？

「原子力分野における住民参加に関する法制度はどうあるべきか？」

## 1.1 「住民参加」とは何か？

- 辞典A  
「住民自身が直接その政策過程に参加して  
意思表明を行うこと」
- 辞典B  
「住民が地方行政などの意思の決定や執行  
に加わること」



「住民参加」という言葉は、使う人によっ  
て意味が異なることに注意が必要である。

「原子力分野における住民参加に関する法制度はどうあるべきか？」

## 1.2 住民参加の方法

- 個々の住民による「参加」
  - ▶ 意見公募（パブリック・コメント）
  - ▶ 意見提出・聴取手続
  - ▶ 公聴会
  - ▶ 住民投票
- 専門家や住民代表，自治体による「参加」
  - ▶ 審議会・協議会
  - ▶ 協定
- 訴訟による「参加」
  - ▶ 差止訴訟

「原子力分野における住民参加に関する法制度はどうあるべきか？」

## 1.3 住民参加に関する議論の展開

- 1950～1960年代：  
日本における原子力法制の大枠が形成
- 1970～1980年代：  
住民参加(Public Participation)概念の定着
- 1990～2000年代：  
環境問題に関する住民参加の法制度化の動き
  - リオ宣言（1992）
  - オーフス条約（1998採択，2001発効）
    - ①情報へのアクセス，②意思決定プロセスへの参加の機会，③司法への効果的なアクセス

「原子力分野における住民参加に関する法制度はどうあるべきか？」

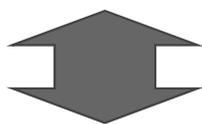
## 2. 原子力分野は，他の分野と どのような点が異なるか？

「原子力分野における住民参加に関する法制度はどうあるべきか？」

### 2.1 原子力分野の特殊性

#### ①高度な専門性

高度の科学的専門性が必要であり，かつ，  
国のエネルギー政策に関わる問題である。

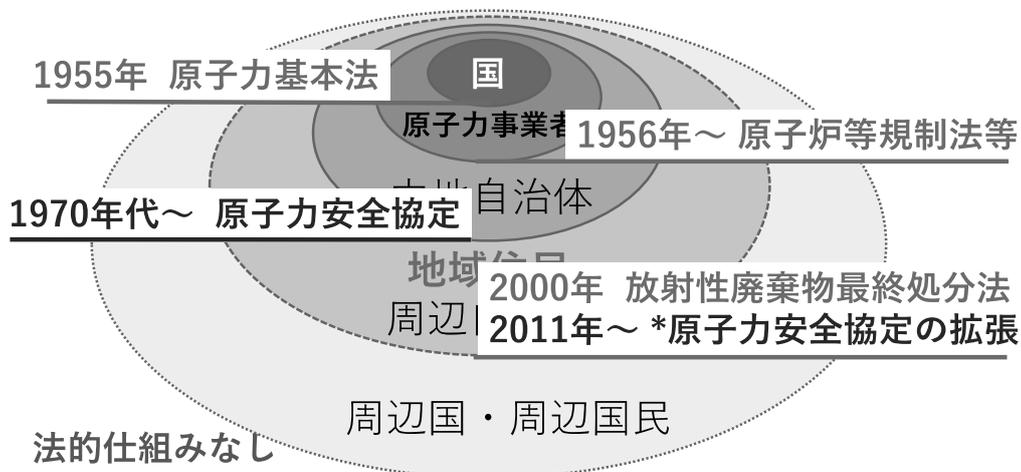


#### ②多様な利害関係人

万が一の事故の際には，原子力事業者だけ  
でなく，立地自治体や地域住民，周辺自治  
体，さらには周辺国にまで影響が及ぶ。

「原子力分野における住民参加に関する法制度はどうあるべきか？」

## 2.2 意思決定に関する法的仕組み



「原子力分野における住民参加に関する法制度はどうあるべきか？」

## 3. 原子力分野において、住民参加に関する法的仕組みは どうなっているか？

「原子力分野における住民参加に関する法制度はどうあるべきか？」

### 3.1 住民参加に関する法的仕組み①

#### (1) 法律に基づく住民参加

- 一般法（行政手続法，環境影響評価法）  
⇒ 原子力分野では大部分が適用されない
- 個別法（特定放射性廃棄物最終処分法）  
⇒ 原子力法制の多くは住民参加規定なし

#### (2) 条例に基づく住民参加

- 1980～2000年代：住民投票条例
- 2000年代以降：自治基本条例  
(まちづくり基本条例)

「原子力分野における住民参加に関する法制度はどうあるべきか？」

### 3.1 住民参加に関する法的仕組み②

#### (3) 協定に基づく住民参加

- 原子力安全協定に基づいて実施されるもの  
立地自治体や周辺自治体の事前承諾等

#### (4) 自主的に行われる住民参加

- 各省庁や自治体が自主的に実施するもの  
各種の意見公募，懇談会，公開ヒアリング等
- 住民が自主的に実施するもの  
自主投票等

「原子力分野における住民参加に関する法制度はどうあるべきか？」

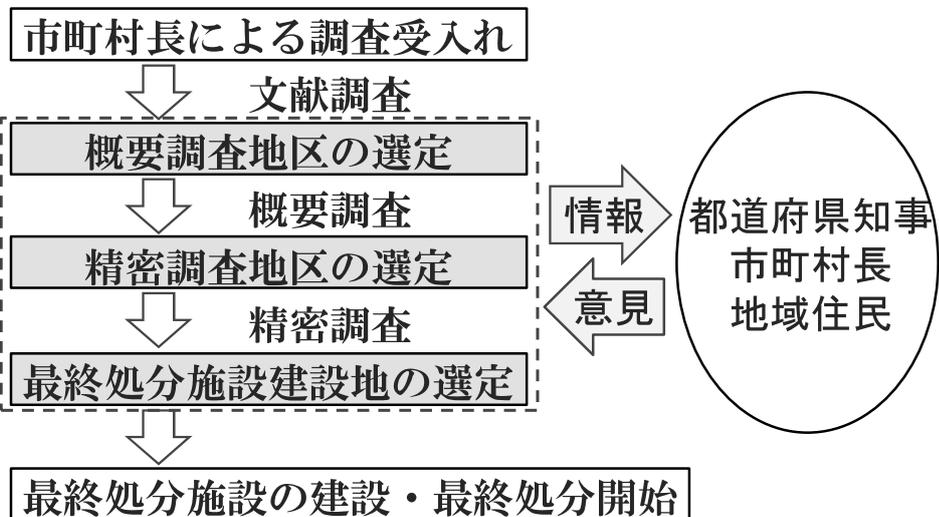
### 3.2.1 1980-2000年代(住民投票条例)

- 原子力分野における主な住民投票条例
  - ▶ 旧窪川町住民投票条例（1982）  
日本初の原発に関する住民投票条例（未実施）
  - ▶ 旧巻町住民投票条例（1995）  
1996.8.4実施。反対多数。
  - ▶ 刈羽村住民投票条例（2001）  
2001.5.27実施。反対多数。
  - ▶ 旧海山町住民投票条例（2001）  
2001.11.18実施。反対多数。

「原子力分野における住民参加に関する法制度はどうあるべきか？」

### 3.2.2 最終処分法(2000年制定)

- 放射性廃棄物処分場の立地選定段階
  - ▶ 法4条5項，施行規則5-14条，基本方針(閣議決定)

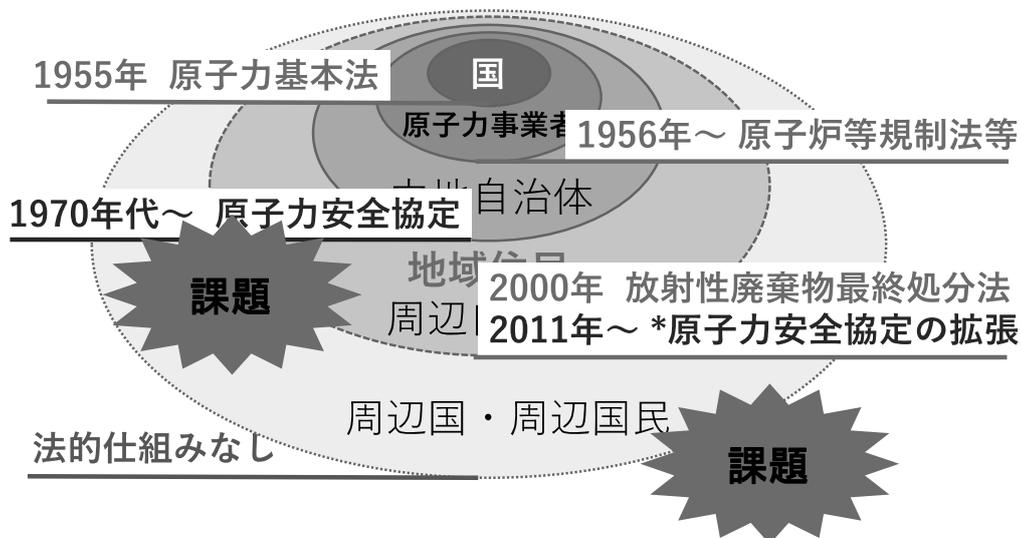


### 3.2.3 2000年代以降（自治基本条例）

- 自治基本条例 \*2018.12現在372自治体で制定
  - ▶ ニセコ町まちづくり基本条例（2001）  
 参加原則（3条），情報共有（7条），  
 町民投票（個別型/48条）
  - ▶ 柏崎市まちづくり基本条例（2003）  
 参加する権利（7条），情報共有（9-10条）  
 委員の公募（18条），市民投票（個別型/20条）
  - ▶ 東海村自治基本条例（2012）  
 協働原則（22条），意見公募（24条），委員の公募  
 （25条），情報公開（26条），住民投票（常設型/29条）

「原子力分野における住民参加に関する法制度はどうあるべきか？」

### 3.3 今後の法制度上の課題



「原子力分野における住民参加に関する法制度はどうあるべきか？」

## 4. 過去に実施された住民参加 (住民投票)では、何が問題 だったのか？

「原子力分野における住民参加に関する法制度はどうあるべきか？」

### 4.1 住民投票の経緯及び結果

- 旧巻町(1996年) ⇒東北電力が土地取得を断念
  - ▶ 町有地の東北電力への売却計画が直接のきっかけ
  - ▶ 原発反対派住民が主導
  - ▶ 自主投票を経て条例制定
  - ▶ 町長のリコールを経て実施
- 旧海山町(2001年) ⇒町議会が誘致反対の請願を採択
  - ▶ 県有地への原発の誘致計画が直接のきっかけ
  - ▶ 原発推進派住民が主導
  - ▶ 6割超の有権者の請願により条例制定
  - ▶ 大きな紛争なく実施

「原子力分野における住民参加に関する法制度はどうあるべきか？」

## 4.2 過去の住民投票の問題点

- 住民意思の把握に対する消極的姿勢
  - ▶ 事前に他の方法による住民参加（意見公募/ヒアリング/公聴会等）が行われていない。
- 不十分な情報提供
  - ▶ プラスの側面・マイナスの側面いずれについても正確な情報提供のないまま投票が実施された。
- 対立構造の中での住民投票
  - ▶ 十分な議論が行われないまま「最終手段」として住民投票が実施されている。

「原子力分野における住民参加に関する法制度はどうあるべきか？」

## 4.3 事例の分析から見えてきたこと

- 住民意思の正確な把握
  - ▶ さまざまな手法による住民参加の実施
  - ▶ 本音を言えるための仕組みづくり
- 意思表示のための十分な情報提供
  - ▶ 情報へのアクセス
  - ▶ リスクコミュニケーション
- プロセスの各段階における住民参加
  - ▶ 点ではなく線で住民意思を確認
  - ▶ 住民参加を実現するための法制度整備

「原子力分野における住民参加に関する法制度はどうあるべきか？」

## 5. 結論：原子力分野における 住民参加に関する法制度は どうあるべきか？

「原子力分野における住民参加に関する法制度はどうあるべきか？」

### 5.1 住民参加の役割

- 従来議論されてきた住民参加の役割
  - ▶ 住民主権の実現
  - ▶ 政策決定の正当性
  - ▶ 行政運営の効率化
- 近年注目されている住民参加の役割
  - ▶ 意思決定の質（quality）の向上
  - ▶ 透明性（transparency）の向上
  - ▶ 受容性（acceptance）の向上

「原子力分野における住民参加に関する法制度はどうあるべきか？」

## 5.2 住民参加に関する法制度のあり方

原子力分野における住民参加の役割  
住民の正確な意思を国や地方公共団体、  
事業者等の意思決定プロセスに反映させること



- 意思決定プロセスの各段階における住民参加を保障
- 正確な意思の把握のための仕組みづくりが重要
- 原子力政策決定・立地選定・再稼働許可についても、最終処分法と同様の法律の整備が必要

「原子力分野における住民参加に関する法制度はどうあるべきか？」

ご清聴ありがとうございました。

## プロジェクトメンバー

# 原子力分野における住民参加に関する法制度はどうあるべきか？

### 研究代表者

田中 良弘（新潟大学准教授）

### 共同研究者

寺迫 剛（早稲田大学招聘研究員）

宮森 征司（一橋大学特任講師）

### 連携研究者

頼 宇松（台湾東華大学副教授）

金 旻徳（韓国都市防災法制研究所法制度  
開発研究本部本部長）

周 蓓（久留米大学准教授）

本研究に多大なるご支援とご協力を賜りました  
東海村の皆さまに，心より感謝申し上げます。